

## 前期 第6問

Xは、妻Aが自己に冷淡になり、外泊を重ねたりしていることから、AがBと情交関係を持っているのではないかと疑っていたところ、平成24年2月28日午前0時ころ、大阪市内の自己の経営するスナック「g」に、Bが客として訪れ、酒を注文して飲み始めた。そのうちXは、BがAに電話をかけ、Aに対しgに来るように繰り返し誘いをかけているのを聞き、その馴れ馴れしい会話の調子から疑いを深め一層不快の念を募らせていた。同日午前2時ころ、Aが店内に入ってきたのを認めるや、Xは、来るはずがないと思っていたAがBの誘いに応じてやってきたことに激怒し、Aに対し「お前は何で来たんや」と怒鳴りつけた。すると、BはXにつかみかかって、カウンターの奥に押しやり、左手でそのネクタイのあたりをつかんだ。そのときAがBに対し「あんた、やめて」と呼んで制止したため、Bは暴行することなく元の席に戻ったが、XはこのAの言葉遣いからAとBは情交関係を持っているものと確信するに至った。同日午前3時ころ、Xが「なんでこんなにまでされねばならないのか。女房を取りやがって」とそれまでBに抱いていた不満や不快感を募らせていたところ、Bが「お前、まだやんのか」などと叫びながら客席にあったガラス製のウイスキーのボトルを持ち出し立ちあがったが、かなり酩酊しており、足元もおぼつかない様子であった。XはBに対する憎悪と怒りから、調理場にあった文化包丁一丁を持ち出し、ことと次第によってはBの殺害という結果に至ることがあるかもしれないがそれもまたやむをえないと決意を固め、カウンターを出て、ボトルを腰の付近で構えているBに近づいた。Xは、いい機会だから日頃の恨みを晴らしてやろう、Bを攻撃してやろうという気持ちから、振り向きざまに右手に持った文化包丁で思い切りBの胸を一突きし、よってBを大動脈起始部切破による心囊血液タンポナーゼにより死亡させた。

Xの罪責について論ぜよ。

最高裁昭和60年9月12日第一小法廷判決参照